

第2章 特定感染症等の予防の推進に関する施策

7 風しん対策の推進

(1) 現状

- 風しんは、発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とするウイルスによる感染性疾患であり、一般的に症状は軽症で予後良好であるが、罹患者の5千人から6千人に1人程度が脳炎や血小板減少性紫斑病を発症し、また、妊婦が妊娠20週頃までに感染すると、白内障、先天性心疾患、難聴等を特徴とする先天性風しん症候群の児が生まれる可能性があるものである。
- 風しんは、風しんウイルスの自然宿主がヒトのみであること、有効なワクチンがあるが、麻疹と比較して不顕性感染が多く、ウイルスの排出期間が長期なため、感染制御が難しい感染症と考えられているところである。
- 感染症発生動向調査において、全道の報告数は平成25年（109人）の流行をピークに減少傾向であったが、平成30年は29人、令和元年は43人が報告された。令和2年以降は再び報告数が減少し、令和2年は2人、令和3年0人、令和4年1人であった。

(2) 課題

- 感染力が強い風しんの対策として最も有効なのは、予防接種により感受性者が風しんへの免疫を獲得することであり、国の指針に基づき、定期の予防接種により対象者の95%以上が2回の接種を完了することが重要である。
- このため、定期予防接種の実施主体である市町村とともに未接種の者及び1回しか接種していない者に対して、幅広く風しんの性質等を伝え、風しんの予防接種を受けるよう働きかけることが重要であるが、令和3年度の全道の接種率は、第1期が92.3%、第2期が90.0%であり、95%を割り込んでいることから、道は、予防接種の重要性や副反応等について、道民に対し情報提供する必要がある。
- 昭和37年度から平成元年度に出生した男性及び昭和54年度から平成元年度に出生した女性は、定期の予防接種を受ける機会がなかった者や接種を受けていなかった者の割合が他の年齢層に比べて高いことから、これらのうち、罹患歴又は予防接種歴が明らかでない者に対し、風しんの抗体検査や予防接種の推奨を行う必要がある。
- 幼児、児童、体力の弱い者等の風しんに罹患すると重症化しやすい者や妊婦と接する機会が多い医療関係者、児童福祉施設等の職

員、学校等の職員のうち、罹患歴又は予防接種歴が明らかでない者に対しては、風しんの抗体検査や予防接種の推奨を行う必要がある。

- 海外への渡航者は、海外の風しん流行地域で罹患者と接する機会があることから、海外との往来に伴い道内に風しんウイルスが流入する可能性がある。

(3) 施策の方向と主な施策

- 風しんの患者数が減少し、自然感染による免疫増強効果が得づらくなってきたこと、風しんが小児特有の疾患でなくなったことに鑑み、小児科医のみではなく、全ての医師が風しんの患者を診断できるよう、普及啓発を行うものとする。
- 道は、定期予防接種の対象者の95%以上が2回の接種を完了できるよう、市町村と連携しながら勧奨を行うものとする。
- 予防接種法に基づかない予防接種について、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員のほか、風しんに関する国の追加的対策の対象者を含む定期予防接種を受ける機会がなかった者や妊娠を希望する女性等に対し、市町村や協会けんぽ等の保険者団体などと連携しながら、風しんの抗体検査や予防接種の勧奨を行うものとする。
- 海外に渡航する者等のうち、風しんの罹患歴又は予防接種歴が明らかでない者に対して、風しんの抗体検査や予防接種を受けることを、道のホームページ等を活用して啓発を行うものとする。
- 道は、北海道麻しん及び風しん対策専門会議において、関係機関の協力を得ながら、定期的に風しんの発生動向、各市町村における定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況を評価するもとともに、それらを踏まえ、関係機関等との連携の下、道民に対し、風しん及び先天性風しん症候群に関する正しい知識に加え、その予防に関する適切な情報提供に取り組んでいくものとする。